

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生防止に関する条例」に関する「土砂
等発生元証明書」の取扱いについて

廃 第 9 6 4 号

平成22年8月10日

特定事業許可事業者各位

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

土砂等発生元証明書の取扱いについて（通知）

平素は「千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の適正な執行に御協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、同条例第15条の規定により、知事（県民センター所長、事務所長）に届出ることとなっている土砂等搬入届については、同条例施行規則第8条に規定する土砂等発生元証明書を添付することとなっておりますが、同土砂等発生元証明書は、**同条例の目的を達成する上で重要な証明書であることから、発生元事業者の代表者又は現場責任者が証明すること**となっております。

つきましては、同条例のより一層の適正執行を図る観点から土砂等発生元証明書の作成について、別紙「**土砂等発生元証明書の取扱いについて**」のとおり取扱うこととし、この取扱いを**平成22年9月1日から実施**することとしましたので通知します。

問合せ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

残土対策室 043(223)2641

＜特定事業者＞

「土砂等発生元証明書」の取扱について

- 1 発生元事業者の代表者又は現場責任者について
 - (1) 職名及び氏名（**記名・署名可**）を記載すること。
 - (2) ㊟は、代表者については**代表者印**を、現場責任者については**所長印等の職印**（職印が定められていない場合は、現場責任者が職務上使用する印）を押印すること。なお、**スタンプタイプ等の簡易印鑑は認めない**。
 - (3) 担当者がいる場合は、**担当者名を記載**すること。
- 2 当該工事に係る土砂等発生総量について
 - (1) 当該工事から発生する土砂等の**発生総量を必ず記載**すること。
 - (2) 「うち搬出契約量」については、**当該特定事業者との契約数量**を記載すること。
- 3 その他
 - (1) 土砂等発生元証明書には、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書、採取状況等写真（採取前全景、採取5点、試料集合）、採取位置図の他に証明書対象区域が確認できる図面（平面図・断面図等に着色等）を添付すること。
 - (2) 千葉県許可の特定事業場に搬入する土砂等の発生場所が地表面から**5.0 mを超える掘削深度の場合は、試料採取位置等について許可を行った廃棄物指導課、県民センター又は県民センター事務所へ相談すること**。
 - (3) 公共事業等に係る土砂等搬入届に添付する汚染要因に関する調査票については、担当課長等の私印でなく**所属長印等を押印**したものの交付を求めこれを提出すること。
 - (4) なお、搬入届の記載内容に不明な点があった場合には、県から発生元事業者へ直接確認させていただきます。

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者名

様

発生元事業者

住所

事業者名

代表者又は現場責任者

職名及び氏名（記名・署名可）を記載すること。

担当者がある場合は担当者名を記載すること。

担当者

電話番号

印

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

印は、代表者については代表者印、現場責任者については所長印等の職印とする。職印が定められていない場合は、現場責任者が職務上使用する印とする。スタンプタイプの簡易印鑑は認めない。

当該工事から発生する土砂等の発生総量は必ず記載すること。

工事名	
工事施工期間	
発生	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5,000 m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	有・無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時たい積特定事業場） 住所 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

当該特定事業者との契約数量を記載すること。

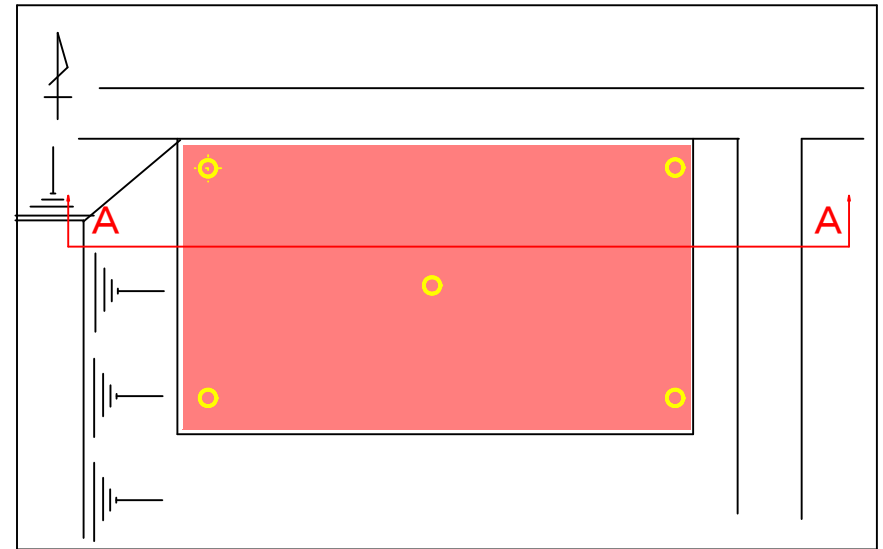
注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

発生元証明書に添付する平面図、断面図について

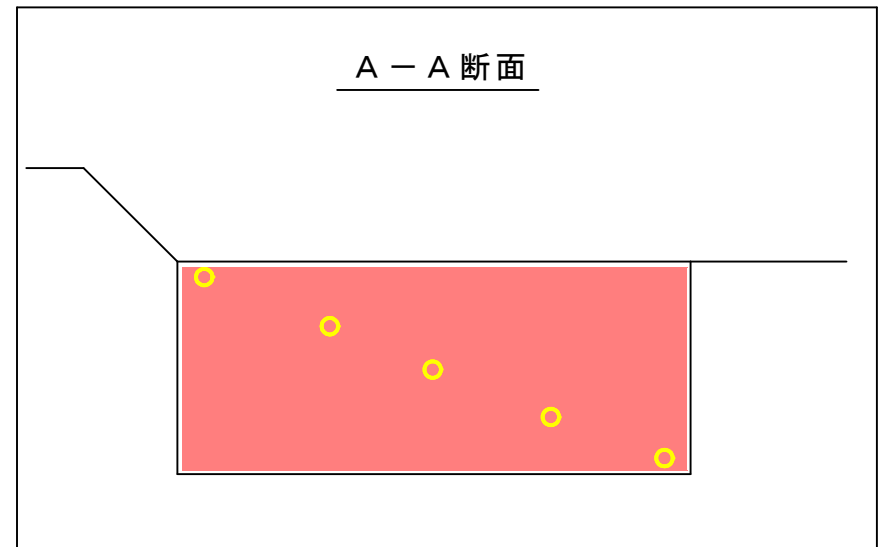
敷地に対する搬出土砂範囲及び地質試料採取位置を平面図、断面図に表記する。
5点混合による地質検体の採取位置は、できるだけ搬出土砂全体に配置する。

-  搬出予定範囲
-  試料採取位置

平面図



断面図

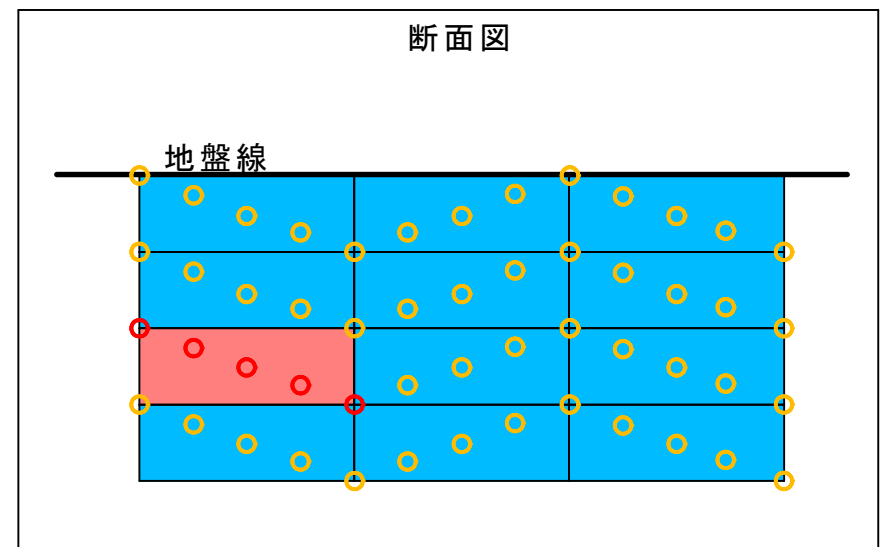
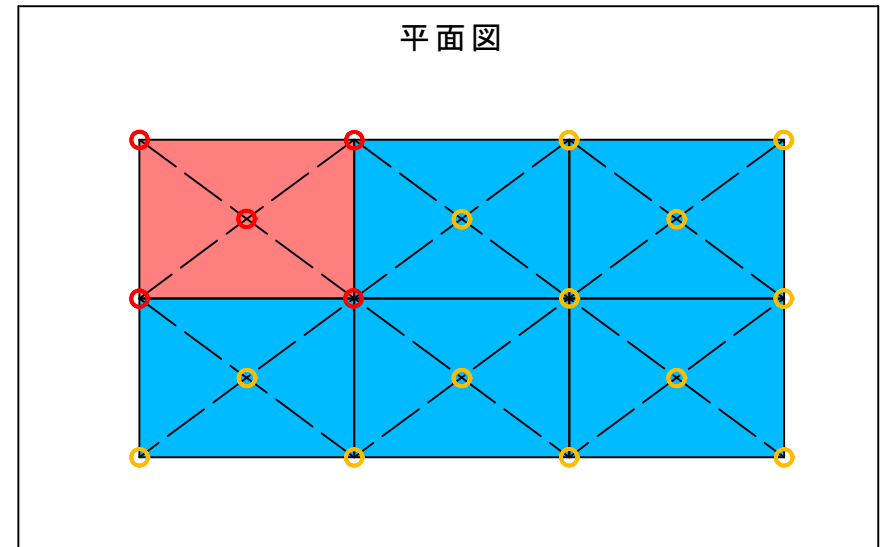


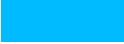



掘削深度が大きく、発生土量が多い場合

逆打ち工法など掘削深度が大きく、発生土量が多い、なおかつ工事着手後作業が停止できないような場合、事前にボーリングにより試料採取することを推奨する。

この場合の注意点

- ① 1検体が証明する土量は5,000m³を上限とする。
- ② 証明する検体の採取位置と、搬出予定土砂の位置が合致する。
- ③ 証明する土砂ごとに管理できる作業計画である。
- ④ 証明書の有効期限は20箇月程度とする。



-  搬出予定範囲
-  発生元証明範囲
-  試料採取位置（ボーリング位置）
-  今回の証明書に使用する試料採取位置

発生元証明書注意点

・搬入しようとする土砂と検体が違う場合

